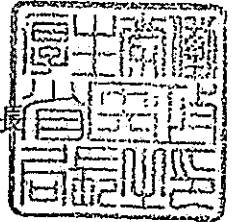




医政発第0825002号
平成18年8月25日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



医療機器管理室施設整備事業実施要綱の一部改正について

医療機器管理室施設整備事業については、平成16年4月1日医政発第0401024号本職通知「医療機器管理室施設整備事業の実施について」により行われているところであるが、今般、同通知の別添「医療機器管理室施設整備事業実施要綱」を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成18年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知願います。

医療機器管理室施設整備事業実施要綱

1. 目的

医療機関において、医療機器に係る評価・選定、保守管理、廃棄までの一貫した管理を行う医療機器管理室を整備することにより、医療機器の適正な使用を推進し、患者に対する安全対策に資する。

2. 事業の実施主体

厚生労働大臣が適当と認める者（都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会を除く）

3. 補助条件

- (1) 地域医療支援病院や地域がん診療拠点病院等、地域における中核的な医療機関であること
- (2) 医療機器管理室は臨床工学技士等による管理体制が整えられていること

4. 医療機器管理室の業務

医療機器管理室は、医療機関における医療機器に係る評価・選定、保守管理、廃棄までの一貫した管理を行うため、下記に掲げる業務等を実施するものとする。

- (1) 医療機器関係企業からの情報の収集、管理及び院内医療従事者に対する伝達
- (2) 医療機器の購入の際における機種を選定のための試用及び購入決定者への助言
- (3) 医療機器の保守管理
- (4) 医療従事者に対する医療機器の使用方法の講習
- (5) 臨床現場における使用実態に係る情報収集及び医療機器関係企業への情報伝達